

## 住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充！非課税枠が 1,500 万円に拡大

昨年創設された「住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置」。今年はその非課税枠が大幅に拡大され、親などから援助を期待できる人にとって、今年マイホーム取得のチャンスが一段とふくらんでいます。

昨年の非課税枠は 500 万円でしたが、今年それが 1,500 万円に拡大されています。

改正前 500 万円 → 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 … 1,500 万円  
平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 … 1,000 万円

## ポイント

## 1、非課税贈与額

1,500 万円までの住宅取得等資金が無税で贈与（平成 22 年）。さらに贈与税の基礎控除額 110 万円をプラスすることにより、合計 1,610 万円まで贈与税がかかりません。

また、相続時精算課税制度の適用を受ける親子間の場合は、2,500 万円プラス 1,500 万円合計 4,000 万円までの金額について贈与税がかかりません。

## 2、適用対象者

父母および祖父母等の直系尊属よりの贈与で、対象は贈与を受ける年の 1 月 1 日において 20 歳以上の子供・孫等で、その贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限ります。

## 3、適用期間

平成 22 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の贈与で翌年 3 月 15 日までに取得し居住開始、または未完成・未入居でも遅滞なく居住することが確実である場合。

## 4、対象住宅等

自己の居住用家屋及び同時に取得する敷地の購入費用（土地の権利取得のための資金を含む）。所有家屋の増改築の費用。等

## 5、手続き

贈与を受けた翌年 3 月 15 日までに贈与税申告書に一定の書類を添付して納税地の所轄税務署に申告します。

## ※相続時精算課税制度のポイント

相続時精算課税制度とは、65 歳以上の親から 20 歳以上の子への生前贈与を 2,500 万円まで非課税にし、超える部分は一律 20%の税率で贈与税がかかるというものですが、平成 23 年 12 月 31 日までの住宅取得資金贈与については 65 歳未満の親からの贈与も特例の対象となります。ただし、相続時精算課税による適用後の贈与財産は全て相続税の課税対象に加算されます。